



1. 業務報酬

業務報酬とは、受託行政書士たる代々木法務事務所(以下、「弊所」という)に支払う受託業務の遂行に対する報酬部分を言い、以下の実費相当分を除きます。

実費相当分はお客様のご負担となり、弊所が立て替えた部分については、業務完了時に業務報酬とは別途に請求させていただきます。

- ・行政機関に対する実費支払い（各種申請手数料、登録免許税、定款認証の収入印紙代等）
- ・弊所以外の専門家（宅地建物取引業者、司法書士等）に対する報酬
- ・受託行政書士が業務遂行に当たって負担した交通費、出張費

なお、弊所の報酬は全て消費税込みの金額となっております。

2. 基本報酬と加算報酬

標準業務基準により定義される基本料金表に基づく報酬に、報酬加算基準に定義される報酬を加算したものが弊所からお客様に請求する報酬金額となります。

3. 着手金

弊所では、業務開始前に業務委託契約をお客様と取り交わす前に、基本報酬と加算報酬を加えた総報酬のお見積りをさせていただきます。お客様から業務委託契約締結時に総報酬の30%を着手金としてお預かりさせていただきます。

なお、別途、審査手数料等も着手金の他に業務着手時にお預かりさせていただきます。

4. 報酬の支払い

宅建業の免許が交付された日から起算して7日以内にお客様から弊所に総報酬のうち70%をお支払いいただきます。契約当初にお預かりした着手金は、宅建業の免許が交付された日において、報酬に充当させていただくこととなります。

5. 虚偽申告の場合の責任

弊所では法令順守の精神のもと一切の虚偽の申請を受け付けておりません。万が一、お客様ご自身の虚偽の申告に基づき、弊所が認知できないまま宅地建物取引業法その他法令上の違反となった場合においては、弊所から損害賠償を請求させていただきますのでご注意ください。

6. 免許不交付となった場合の取扱い

弊所は免許取得のために誠実に業務を遂行することをお約束いたしますが、万が一、免許不交付となった場合、契約段階で弊所が預かった着手金をお客様に全額返金させていただき、残る報酬を請求することはありません。

免許不交付となった場合において、弊所の業務遂行に重大な過失がない限り、損害賠償の籍に応じかねます。

7. パートナー行政書士との共同受任

宅建業の免許申請については、弊所が責任を持って対応いたしますが、パートナー行政書士事務所との共同受任となる可能性があることを委託者に予めご承諾いただく前提となります。

本件に関するお問い合わせ

代々木法務事務所 担当：長井

Email nagai@yoyogihomu.com

電話 070-3285-3024



「基本料金のご案内」に定義される業務基準は以下の通りとなります。

標準業務基準以外、又は基準を超える業務については別途、加算基準に基づき報酬を加算させていただきます。

宅建業免許申請 標準業務基準

標準業務基準は以下の前提での宅建業免許申請となります。

業務基準	標準業務基準
免許申請	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県知事免許
宅建業従事者基準	代表と専任の取引士兼務型の1名
事務所基準	レンタルオフィス、自宅以外の通常のオフィス。所在階に他のテナントが5つ以内
距離基準	弊所又はパートナー行政書士事務所から本店住所までの移動時間が1時間まで (グーグルの移動時間基準による)

標準業務基準による業務は次の通りとなります。

業務項目	標準業務基準
宅建業免許申請	東京都知事に対する免許申請書作成業務 事務所写真撮影業務
宅建協会加入手続	東京都宅地建物取引業協会又は全日本不動産協会東京都本部への加入手続
保証協会加入手続	全国宅地建物取引業保証協会東京本部又は不動産保証協会東京都本部への加入手続
書類収集代行	書類収集代行は標準業務では行いません。収集代行の場合は、別途手数料がかかります。

宅建業免許申請 報酬加算基準

上記の標準業務基準以外の業務については、以下の加算基準による報酬加算をさせていただきます。

本加算基準にない業務については別途ご相談ください。

業務項目	報酬加算基準
宅建業免許申請	国土交通大臣免許 +110,000円 従事する者1名増加につき +5,500円
事務所基準	レンタルオフィスの場合、+11,000円、自宅開業の場合 +11,000円 所在階に他のテナントが6つ以上ある場合、1テナントにつき +2,200円
距離基準	1時間超過の場合、30分毎に +3,300円
書類収集代行	役員1名、1書類につき +5,500円

本件に関するお問い合わせ

代々木法務事務所 担当：長井

Email nagai@yoyogihomu.com

電話 070-3285-3024



各プランの対応業務と報酬表

標準業務基準に基づく各プランに含まれるサービスと業務報酬は以下の通りです。

宅建業（新規） 標準業務基準 知事免許

	業務報酬 (税込)	サービス概要
会社設立プラン	143,000円～	・会社設立サポート業務 ・宅建業免許申請業務 ・協会入会手続き代行業務
標準プラン	通常 88,000円～	・宅建業免許申請業務 ・協会入会手続き代行業務
	キャンペーン価格 77,000円～	※事務所の写真撮影業務も含まれます！
簡易プラン	55,000円～	・書類はご自身で作成するプラン ・宅建業の免許申請全般のアドバイス業務 ・書類作成のアドバイス業務

その他手続き

手続き内容	業務報酬 (税込)	手続き内容	業務報酬 (税込)
知事免許変更	77,000円～	免許換え（他県から東京都）	99,000円～
知事免許更新	99,000円～	各種届出（宅建業・取引士）	個別ご相談ください

本件に関するお問い合わせ

代々木法務事務所 担当：長井

Email nagai@yoyogihomu.com

電話 070-3285-3024